

家畜衛生情報 No.20 令和2年12月8日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1

TEL 0173-42-2276

FAX 0173-42-6087

授精証明書は適正に作成しましょう！

県内で、授精証明書に添付されている精液証明書（ラベル）の精液採取年月日が、精液ストローに印字されている年月日に併せて書き換えられている事例が複数確認されました。

授精証明書の作成について



- ✦ 精液証明書と精液ストローの種雄牛名・精液採取年月日が合致しているか確認し、授精証明書に貼付しましょう。
- ✦ 精液証明書の記載内容は、精液証明書の発行者以外（家畜人工授精師等）が訂正することはできません。
- ✦ 家畜人工授精を行ったら、必ず記録しましょう。
 - ☞ 家畜改良増殖法により、獣医師または家畜人工授精師は、人工授精や受精卵移植を行った場合関係する事項（種付日、種雄牛名、雌牛名など）を、家畜人工授精簿に記録し、5年間保存しなければなりません。



家畜人工授精所開設者の皆さまへ

家畜人工授精所の立入検査を実施します！

平成30年6月に、和牛遺伝資源の中国への不正輸出事案が確認されたこと等を踏まえ、全国のすべての家畜人工授精所に対し、家畜改良増殖法35条に基づく立入検査を今後、定期的実施することになりました。

立入検査は、東北農政局が中心となり、家畜改良センター及び都道府県の3者で実施します。

→立入検査の詳細は裏面へ

▼立入検査の実施日について

- ✓ 立入検査は、**令和3年1月以降**を予定しています。
- ✓ 立入検査の計画は、東北農政局で作成されますが、令和3年1月以降の計画については、まだ示されていません。

➡ 計画が示され次第、立入検査の対象となった家畜人工授精所の開設者に対して、県から日程調整についてご連絡をします。



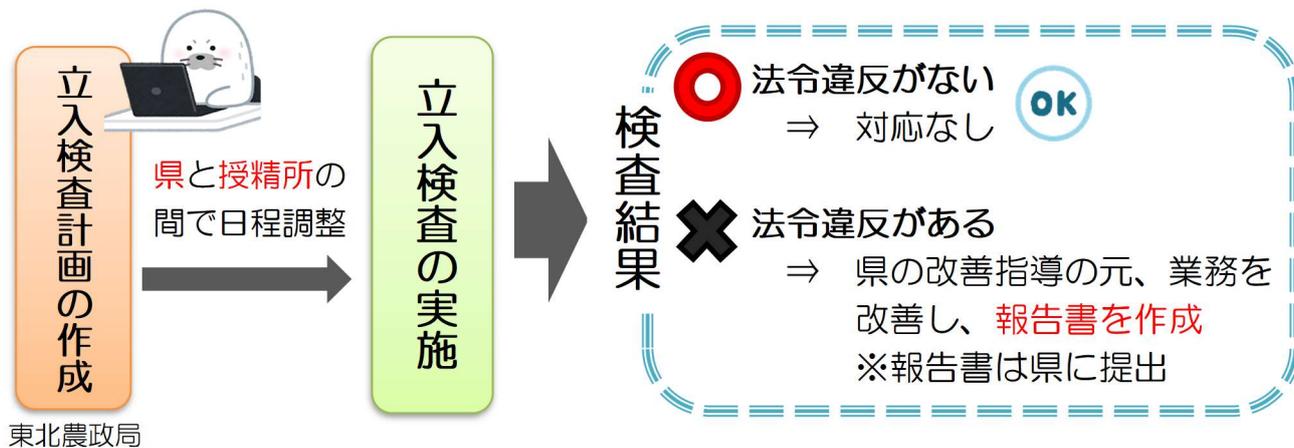
▼立入検査の内容について

- ✓ 立入検査では、以下の基本事項を確認します。



- ① 開設許可及び構造等の確認
→ **家畜人工授精所の実務が許可内容に則しているか**
- ② 精液等の管理状況の確認
→ ・ **精液及び証明書等の管理状況等の確認**
・ **証明書裏の「譲渡・経由」の記載事項等の確認**

▼立入検査の流れについて



重要! 精液等に関すること、記録していますか?

令和2年10月に一部改正となった家畜改良増殖法等に基づき、家畜人工授精所の開設者は、**精液・受精卵等を譲受、譲渡、廃棄又は亡失をしたときは、それらに関する事項を記録簿に記載し、10年間保存しなければなりません。**



家畜改良増殖法の改正内容は要確認!

つがる家畜保健衛生所(平日 8:30~17:15) 0173-42-2276

緊急用携帯(平日 17:15 以降、土日祝日) 090-8788-7459

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

令和2年9月
農林水産省

I 趣旨

最近の家畜人工授精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に対応し、家畜人工授精用精液等の不適切な流通等を防止するため、その保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずる。

II 法案の概要

(1) 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

(第12条、第14条、第17条、第19条、第34条)

- ① 家畜人工授精所の開設者は、毎年、家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況を都道府県知事に報告しなければならないこととする。
- ② 家畜人工授精用精液等の適切な保存を確保するため、家畜人工授精所等以外の場所で保存してはならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることなど一定の基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止する。
- ④ 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由を厳格化する。

(2) 特に適正な流通の確保が必要な家畜人工授精用精液等に対する追加的な規制の整備

(第32条の2、第32条の4、第32条の5、第34条)

- ① 農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなど特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を「特定家畜人工授精用精液等」(*)として指定することができるようにする。
※ 和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。
- ② 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称等の表示をしなければならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10年間保存しなければならないこととする。
- ④ 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液に係る規定の施行に必要な限度において、家畜人工授精所の開設者、生産者等から報告を求めることができるようにする。

(3) 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

(第32条の6、第35条の4、第38条から第42条まで)

- ① 農林水産大臣は、(2) ②又は③に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができるようにする。
- ② 農林水産大臣(*)又は都道府県知事は、(1) ③に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者等に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるようにする。
※ (2) ①の「特定家畜人工授精用精液等」に限る。
- ③ 新たな規制措置についての違反に対する罰則の導入等を措置する。

III 施行期日

施行期日は、公布日から6か月以内の政令で定める日(令和2年10月1日)とする。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

改正の概要

1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「**特定家畜人工授精用精液等**」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
 - 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
 - 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
 - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
 - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
- 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
 - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1号)
 - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日(令和2年10月1日)